

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊勢崎市福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（平成17年伊勢崎市規則第92号）第8条第53号の規定により市長が伊勢崎市福祉事務所長（以下「所長」という。）に委任する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定による地域生活支援事業として本市が実施する日中一時支援事業のうち障害者日帰り短期事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害者等 法第4条第1項の障害者及び同条第2項の障害児をいう。
- （2） 日帰り短期事業 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う事業をいう。
- （3） 日帰り短期事業者 日帰り短期事業を行う者をいう。

（事業内容）

第3条 この事業は、次の各号のいずれかに該当する事業所で行う日帰り短期事業とする。

- （1） 群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第96号）第79条の指定生活介護を行う事業所、同条例第99条の指定短期入所を行う事業所又は同条例第186条の指定就労継続支援B型を行う事業所
- （2） 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第94号）第5条の指定児童発達支援を行う事業所又は同条例第72条の指定放課後等デイサービスを行う事業所
- （3） 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第88号）第99条の指定通所介護を行う事業所

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている障害者等（法第19条第3項に基づき所長が支給決定したものを含み、他の市町村が支給決定したものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 在宅で家族と生活する者

(2) 所長がこの事業の利用を適当と認めたもの

(利用の申請等)

第5条 この事業を利用しようとする者（当該者が18歳未満の場合はその保護者。以下「申請者」という。）は、日帰り短期事業利用申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の申請書の提出があったときは、障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境を十分に勘案して、サービス利用時間、区分、利用者負担額、利用期間等を決定するものとする。

3 所長は、前項の決定を行ったときは、日帰り短期事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、日帰り短期事業利用者証（様式第3号。以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

4 所長は、第1項の申請に対し利用決定を行わないことを決定したときは、日帰り短期事業利用申請却下決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

5 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、交付された利用者証を日帰り短期事業者に提示し、利用の契約を締結するものとする。

(利用決定の変更)

第6条 利用者は、利用決定に係る利用時間等の変更を申請しようとするときは、日帰り短期事業利用変更申請書（様式第5号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の変更申請に対し利用決定の変更の決定を行ったときは、日帰り短期事業利用変更決定通知書（様式第6号）により利用者に通知するとともに、変更後の利用者証を交付するものとする。

3 所長は、第1項の申請に対し利用決定の変更の決定を行わないことを決定したときは、日帰り短期事業利用変更申請却下決定通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第7条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定による利用決定を取り消すことができる。

(1) この事業の対象者でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

(3) その他所長が利用を不適当と認めたとき。

2 所長は、前項の取消しの決定を行ったときは、日帰り短期事業利用決定取消通知書（様式第8号）により利用者に通知する。

(変更の届出)

第8条 利用者は、住所等の変更をしたときは、日帰り短期事業申請内容変更届出書（様式第9号）により速やかに所長に届け出るものとする。

(利用者証の再交付の申請)

第9条 利用者は、紛失等により利用者証の再交付が必要なときは、日帰り短期事業利用者証再交付申請書（様式第10号）により所長に申請するものとする。

(利用の制限)

第10条 利用者は、他の障害福祉サービス等を利用している時間においては、この事業の利用をしてはならない。

(委託)

第11条 この事業の一部は、第3条各号に掲げる事業所を運営する日帰り短期事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(委託費及び利用者負担)

第12条 委託費は、別表第1に定める基準単価の額及び医療的ケア加算の額を合計した額とし、市長はその額から次項に規定する利用者負担を差し引いた額を事業者に対して支払うものとする。

2 利用者は、前項の委託費の10分の1の額を事業者に直接支払うものとする。ただし、別表第2に定める額をその上限とする。

3 利用者の通常の生活に必要な食事、衣類、補装具、玩具、衛生医療品等は、利用者が負担するものとする。

(委託費の請求及び支払)

第13条 事業者は、委託費について、翌月末日までに市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、これを審査し、速やかに支払うものとする。

3 所長は、必要があると認めるときは、委託した経費の経理状況等について、調査を行うことができるものとする。

(事業実施上の留意事項)

第14条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行うものとする。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておくものとする。

3 事業者は、サービス提供の際の事故に備え、傷害及び賠償責任保険に加入するものとする。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、所長及び家族等に速やかに報告するものとする。

(記録等の整備)

第15条 事業者は、事業実施に関する諸記録を整備し、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しておくものとする。

(関係機関との連携等)

第16条 所長は、事業の実施に当たって、関係機関との連携を密にするとともに、事業者等との連携及び調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日要綱)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日要綱 (福祉事務所長))

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日要綱)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日要綱)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

日帰り短期事業の利用に係る30分当たりの委託費

区分			基準単価	医療的ケア加算
重症心身障害者・児（療養介護対象者）			750円	—
遷延性意識障害者・児等			440円	—
重症心身障害者・児（療養介護対象者）又は遷延性意識障害者・児等でない者	18歳以上	障害支援区分6	290円	460円
		障害支援区分5	240円	
		障害支援区分4	200円	
		障害支援区分3	180円	
		障害支援区分2～1・非該当	170円	
	18歳未満	区分3	240円	
		区分2	190円	
		区分1・非該当	170円	

備考

- 重症心身障害者・児（療養介護対象者）又は遷延性意識障害者・児等でない者の区分は、利用者が18歳以上の場合は法第21条第1項により認定された障害支援区分（当該認定がないときは、法第20条第2項の規定による調査結果）とし、利用者が18歳未満の場合は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の6第2項の規定による調査結果とする。
- 医療的ケア加算は、利用者が日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引及びこども家庭庁長官が定める医療行為（令和3年厚生労働省告示第89号）に定める医療行為をいう。）を受けることが不可欠である障害者等であり、その看護のために必要な看護師、保健師、助産師、准看護師又は特定認定行為業務従事者を配置した場合に加算するものとする。

別表第2（第12条関係）

日帰り短期事業の利用者負担上限額

区分	世帯の収入状況		利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般	市町村民税課税世帯	利用者が18歳未満	4,600円
		利用者が18歳以上	9,300円

備考

- 1 この表において「世帯」とは、「利用者及び利用者と同一の世帯員」をいう。ただし、18歳以上の障害者の「世帯」については、「障害者及び同一の世帯に属する配偶者」とする。
- 2 この表において「生活保護受給世帯」とは、利用者が属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者である世帯をいう。
- 3 この表において「市民税非課税世帯」とは、利用があった月の属する年度（利用のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税非課税世帯に属する世帯をいう。